

案の理由書

南城都市計画地区計画の変更（南城市決定）
「垣花地区」

南城市は、道路や公園等のインフラ整備、民間による開発や建築、更には「自動車専用道路 1・4・1 号南部東道路」の着工、中核地の事業化など、まちづくりを取り巻く状況が大きく変化したことを受け、「先導的都市拠点」形成の実現を目指し、平成 27 年 10 月に都市計画マスタープランを改定しています。

その中において南城つきしろ IC 周辺は、先導的都市拠点地域の一翼を担う地区として IC 周辺の産業系土地利用の推進を図り、生活利便施設などの立地を誘導するため、商業・業務系土地利用の導入が求められています。

本都市計画の変更に係る垣花地区は、先導的都市拠点の形成に寄与するため、土地区画整理事業を実施することで、都市機能の集積と周辺住宅地に配慮した良好な市街地形成を目指しており、地区内の用途地域の指定と併せて、地区の目標を達成するためのルール等を規定した地区計画の指定を行います。